

「協働・コミュニティ」の論点整理

1 「協働」について

(協働)

町民、議会及び行政は、まちの課題の解決を図ることで、町民が誇れる住み良いまちを実現するために、協働の推進に努めます。

2 行政は、町民との協働による自治を推進するために、必要な支援を行うよう努めます。

* とりあえず仮置き

論点1 「協働」の章を設けるか

	回答数
1 設ける	11
2 設けない	3
その他	1

【概要】

○「設ける」とした回答が多数です。

○「設ける」とした理由・考え方の内容は、

- ・自治に不可欠なテーマのため章立てして説明した方が良い
- ・住民が主体的にまちづくりに参画するという考えに基づくと章を設けるべき
- ・第1章総則における協働の原則とは別に、協働の定義づけが必要
- ・行政だけでは対応が難しくなってきた領域の存在を町民と共有することが重要等があります。

○「設けない」とした理由・考え方の内容は、

- ・協働は担い手の間の関係性を現わす概念であり、それ自体は主体(主語)としての役割を持たないから
- ・自治基本条例そのものが協働について定めている条例と考えると必要ない等があります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

- ①総則に協働の原則に仮置きしていますが、同じ目的のために協力して働くとそれぞれ役割が分かりやすく説明出来ると思う。
- ②自治に不可欠だと考えられるため、章立てして説明した方が良いと判断されるから。
- ③協働の章で明文化した方が良い。
- ④自治基本条例(仮称)の必要性をあらためて考えたときに、『従来の行政のやり方だけでは対応が難しくなってきた領域』があるという現状を町民と共有し、『地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供される』ことを認識することが重要だと思いましたので、「協働」の章が必要と考えます。
- ⑤町民・行政・議会がともに参加していくまちづくりの立役者として、それぞれの立場での役割を持ってもら

い、目標と課題解決に取り組んでもらうものとして必要と思います。

⑥まちの課題解決のためと考えると、協働して地域社会の課題解決を推進するために、「協働」の章は必要である。

⑦住民が主体的にまちづくりに参画するという今までの基本的な考えに基づくと協働の精神を説明、整理する章として必要になると考えます。

⑧総則に協働の原則があるものの、協働の定義づけが必要と思われるため。

⑨総則(仮置案)に同じような文言となりうるものが記載されているため必要ないかもしれませんが、あくまで総則は基本原則であるため改めて条文化してもいいのかなと思います。

⑩基本原則で規定されており、意図は伝わりますが、コミュニティ部分も含め明文化した方が良いと思います。

⑪必要かどうかは全体を見た際に再度検討が必要と思われます。そのため仮置きで内容を詰めておいた方が良いと思います。

(2)「2 設けない」

①協働は、行政サービスの持続的な発展のためにますます重要な要素であるが、コミュニティとひとつにくったり、あるいは別建ての章にする必然性はない。なぜなら、協働は担い手のあいだの関係性を現わす概念であるため、それ自体は主体(主語)としての役割を持ちません。つまり、「担い手Aは、〇〇のために担い手Bと協働する」という使い方がすべてです。ただし、総則において協働の原則の定義が必要です。

(協働の定義)協働とは、担い手のあいだの連携より強い関係をあらわし、新しい公共のサービスを持続的かつ効果的に提供するために、それぞれが主体的に協力しあい、ともに働くことです。

②自治基本条例そのものが協働について定めているものと考えないと必要ないように思いました。具体的な協働の方法等について、各役割や権利、情報共有などを規定している条例だと考えました。

(3)その他

①必要? :各組織・支援組織共に町政に参加しているのでは? 第6章資料p5で行政が対応できなくなった具体的なことは?

論点1-2 協働の目的は「まちの課題の解決」とするか

	回答数
1 「まちの課題の解決」とする	9
2 それ以外	3

【概要】

○「『まちの課題の解決』とする」とした回答が多数です。

○「『まちの課題の解決』とする」とした理由・考え方の内容は、

・第1章総則の「基本原則」において、「町民、議会及び町は、協働して地域社会の課題解決を推進します」と仮置きしていることから、目的は「まちの課題の解決」とすることを前提として、本章においても上記の目的を明確にしたほうが良い

・行政サービスだけでは対応が難しい分野のサービス等を住民や企業、各種団体等が担うことが「協働」であるという点から、「協働」の目的は「まちの課題の解決」が適している

等があります。

○「それ以外」とした理由・考え方の内容は、

・協働する理由は「まちの課題の解決」だけではなく、「町民が誇れる住み良いまちの実現を図るため」等、他の目的を追加する

・最終的な目的はより良いまちづくりであり、そのために協働を推進することが大切等があります。

【理由・考え方】

(1)「1 『まちの課題の解決』とする」

①目的がはっきりしていたほうが理解しやすい。

②仮置きとすれば武蔵野市十議会。個人的にしっくりくる。

③まちの課題の解決を図ることが、第一目的になると考えます。

④上記、論点1の理由から「協働」の章を設けるべきと考えていますので、そこで規定される協働の目的は、自ずと「まちの課題の解決」になるものと考えました。

⑤協働の目的を明確にするため。

⑥論点1の考え方から、目的を明確にした方が良いと考えた。

⑦総則でも地域社会の課題解決とあるため、そのようにしたほうが良いと考えます。

(武蔵野市自治基本条例)

第 16 条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

(2)「2 それ以外」

①協働による効果や目的は、課題の解決は勿論のこと、協働によって生まれる郷土愛の醸成や、まちの誰もが美瑛町には必要な人間である(必要とされている)といった自己肯定感を高める効果も期待できると考えます。

[条文案]「町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題解決と、町民が誇れる住み良いまちの実現を図るため、協働の推進に努めるものとします。」

②総則では課題解決となっていて整合性を図る必要があると思いますが、協働する理由が課題解決だけではなく、協働して何かを成すこともあってもいいのかな？と思います。

③目的はまちの課題解決を含め、最終的にはより良いまちづくりであり、そのために協働を推進することが大切であると思います。

2 「コミュニティ」について

(コミュニティ)

コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

(コミュニティの役割)

コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民は、コミュニティの役割を尊重し、良好なコミュニティを守り、育てよう努めます。

(行政とコミュニティ)

行政は、コミュニティと協働で自治を進めるため、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

* とりあえず仮置き

※参考※

(コミュニティ)

町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民、議会及び行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。

3 行政は、コミュニティと協働で自治を進めるため、コミュニティの形成及び活動を積極的に支援するものとします。

4 行政は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティとの協働を進めなければなりません。

論点2 「コミュニティ」の章を設けるか

	回答数
1 設ける	13
2 設けない	1
その他	1

【概要】

○「設ける」とした回答が多数です。

○「設ける」とした理由・考え方の内容は、

・コミュニティという言葉の意味が多様化しているため、章の中で定義するべき

・コミュニティに期待される役割と活動を推進する目的を記載した方が良い等があります。

○湧別町や美幌町のように協働の章と合わせて規定するべきという意見もありました。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

①コミュニティは近ごろネット社会のつながりにも使われるなど、意味が多様化し、日本語に置き換えるのが難しい一面があります。そこで、自治の領域の概念を図示し(別添)、【町民による自治の領域=コミュニティ】と定義します。

以下、成り立ちの説明となります。

【条例のカバーする自治の領域】=【町民による自治の領域=コミュニティ】+【町民による信託の領域】

【コミュニティ】=【地縁コミュニティ】+【テーマコミュニティ】

=【地縁活動団体・組織の集合】 + 【町民活動団体・組織の集合】

【地縁活動団体・組織】の定義 =地縁による町内会・行政区・地区老人会・地区青年会などの集合。役割=居住地域の課題解決を担う。町民がそこに所属することを、地域社会への参加という。

【町民活動団体・組織】の定義 =町民が自由意思で形成したボランティア団体、文化団体、スポーツ団体、老人クラブ、町民親睦団体、シルバー人材センターなどの非営利団体の集合。役割=地域社会全体の利益に寄与する。町民がそこに所属することを、町民団体への参加という。

②新ひだか町のコミュニティはわかりやすい。地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めます。町民等、議会及び行政は様々なコミュニティを互いに支えその活動を尊重します

③地域コミュニティの役割は大きく、活動を推進する趣旨を載せた方が良く考えます。

④町内では、すでに多くのコミュニティ(組織・団体など)が多種多様な活動を行っているものと認識しています。自治基本条例(仮称)において、あらためて「コミュニティ」の章を設けたうえで、その活動を尊重し、支援に努めることを定義づけることが望ましいと考えます。

⑤課題解決のための地域団体であることを位置づけるため、必要と思います。

⑥コミュニティの役割と定義を設定することで、目的がわかりやすくなると思った。

⑦地域コミュニティに期待される役割と、行政が活動を支援する関係性を明確にすることができると考えます。

⑧設けたほうが良いと思いますが、湧別町や美幌町のように協働とコミュニティをあわせて一つの章にしても良いと感じました。

⑨町民主体の自治を行う中で、コミュニティは必要不可欠であると思います。

⑩協働と合わせて規定する形が良いと思います。

(2)その他

①町民・町内関連団体による自治=コミュニティ?であれば

論点2-2 「コミュニティ」の言葉の定義を規定するか

	回答数
1 規定する	11
2 規定しない	2

【概要】

- 「規定する」とした回答が多数です。
- 「規定する」とした理由・考え方は、
 - ・「コミュニティ」の意味が曖昧で、年代間や地方部・都市部の間において微妙なニュアンスの違いがあるため規定した方が良い
 - ・地縁による自治会等の団体と、住民の自由意思で形成した町民活動団体等に分けて定義すべき等があります。
- 「規定しない」とした理由・考え方は、
 - ・コミュニティの意味合いを狭めてしまうので、あえて規定しない
 - ・新しい形のコミュニティが生まれてきても良いようにあえて定義しない等があります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①参考になる自治体は、コミュニティというものを、地縁による自治会などの団体と、住民の自由意思で形成した町民活動団体に分けて定義しています。(下記の注を参照)

(定義の案)『コミュニティは、町民による自治の領域である地域社会をあらわし、自治会などの地縁活動団体・組織、および町民の自由意思で形成したボランティア団体など非営利の町民活動団体・組織からなります。』

(注)34 八雲町(第 24 条)が地縁組織とまちづくり団体に分けて定義しています。40 新十津川町はコミュニティ活動を、第 14 条地縁による(行政区)と第 15 条(団体又は組織)に分けて考えています。45 中標津町は、第 15 条において、地縁による町内会と、主体性をもって形成した町民活動団体に分けています。55.旭川市は、第 9 条で市民活動を定義し、第 14 条で地域活動団体を町内会を含めて定義しています。これは、都市では地縁と市民活動の領域が重なることによると考えます。56.安平町も、地縁による 19 条自治会と第 20 条地域活動団体を区別しています。

②大空町

③「コミュニティ」という言葉は、年代や地方部・都市部で捉え方の差が大きいと思われるので、言葉の定義づけが必要と考えます。(年代が高いほど、そして地方部ほど、地縁血縁を基礎とした「地域コミュニティ」を重要視する傾向が強いように感じています。)

④【美幌町と同じ】

コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。

⑤ コミュニティを定義しないと、多様化している地域社会に対応できないと考えた。

⑥カタカナ語はふわっとしたイメージはわかりますが、実際に日本語で表現しようとする人それぞれ微妙なニュアンスの差が生まれる感じがしています。このためしっかりと定義した方が良いと思います。

⑦全体を通してわかりやすく言葉の定義するのであればコミュニティも定義すべきと思います。近年では色々な場面において当たり前のようにターミロジーが出回っていますが、正直意味が曖昧な言葉も多いので・・・

⑧一般的に馴染みのある言葉ではありますが、受け取り方はそれぞれであると思われるため、本条例で意図する大枠での定義付けは必要かと思います。

(2)「2 規定しない」

①コミュニティの意味合いを狭めてしまうかもしれないので、あえて規定しなくても良いと考えます。

②自治会などの地縁によるコミュニティも、地域活動を行うコミュニティも同じく重要ですし、新しい形のコミュニティが生まれてきても良いようにあえて定義しなくても良いように考えます。

論点2-3 「コミュニティ」の役割をどこまで規定するか

回答	回答数	理由・考え方
美幌町	3	・簡潔でわかりやすい。のちに制定された道内自治体の先例条例でも、美幌町の条文を参考にしたと思われるものが多く見られる。 ・必要な項目をシンプルに表現しているため。
岩見沢市	2	・見出しとしては「協働の推進」「コミュニティ活動の推進」の二つですが、協働では、地域課題の解決を目的とし、その先の目標として「まちづくり」を掲げ、分かりやすく規定していること。コミュニティでは、定義が規定されており、また、公益的な活動に対するの支援を可能としている点で明確に規定していること。全体的に基本的事項を盛り込んだシンプルな形で良いと思います。 ・コミュニティの役割、またコミュニティと町民、行政の役割がまとまっているため。
八雲町	2	・コミュニティの役割について色々書かれていてわかりやすくなっているため。
恵庭市	1	・協働とコミュニティの関連を、少し明記した方が良いと思うから。
大空町	1	・シンプルで良い
上富良野町	1	・上富良野町の第34条(活火山十勝岳)を美瑛町においても、取り入れたら条例の個性が出ると感じました。どの章に取り入れるかは、まだ条例の全体がはっきり見えてこないなので、様子を見ます。
むかわ町	1	・定義・役割・町民との関係性・行政との関係性のすべてが網羅され、整理されていると感じました。

【概要】

○全てで、11の回答がありました。

○回答した自治体は違いますが、多くの回答で共通していた内容はシンプルであるべきとすることです。

○論点2 「コミュニティ」の章を設けるか では、「コミュニティ」の章を設ける理由として、コミュニティに期待される役割を記載するべきという意見がありました。

論点2-4 「コミュニティ」と「町民」との関係性を規定するか

	回答数
1 規定する	8
2 規定しない	5

【概要】

○「規定する」とした回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方は

- ・双方の関係性をはっきりしておくべき等があります。

○「規定しない」とした理由・考え方は

- ・コミュニティへの参加は自由意志によるものであり、条例に町民の行動を規定するような表現は避けたい
- ・町民主体としてのコミュニティの場合、町民との関係性について規定する必要はない等があります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①町民は自治の担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます

②「コミュニティ」の章を設け⇒言葉を定義づけ⇒役割を規定し⇒町民との関係性を規定するのが、一連の流れとして理解しやすいと考えます。美幌町の条文が良いと思います。(町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。)

③【美幌町と同じ】

「町民とコミュニティ」「行政とコミュニティ」をそれぞれ条を分ける。分けることで、それぞれの立場からのコミュニティとの関わり方を明確にする。

④町民は、コミュニティの役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、守り育てるよう努めます。

⑤両者からみた、双方の関係性をはっきりしておくため。

「町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。」

⑥むかわ町の23条がそのまま理想的と思います。

⑦八雲町を参考

(2)「2 規定しない」

①示さない、代わりにコミュニティに属する団体・組織と町民の関係性を規定する

理由:コミュニティは町民による自治の領域である地域社会をあらわし、自治活動の舞台なので、それ自体は主体としての役割を果たしません。役割とか協働とか関係性は、そこに属する団体・組織にかかる概念となります。例えば、コミュニティへの町民の参加と役割、諸団体と行政の協働、諸団体のあいだの協働、などの使い方となるはずで。

(条文案)町民は、コミュニティにおける、自治会などの地縁活動団体・組織、および町民の自由意思で形成したボランティア団体などの非営利の町民活動団体・組織に、主体的に参加し、担い手となってこれを守り

育てよう努めます。

②コミュニティへの参加は自由意志によるもので、条例に町民の行動を規定するような表現は避けたい（積極的に参加、などは適切ではないのでは？）

③あくまで町民主体としてのコミュニティの場合、町民との関係性について規定しなくてもいいのではないのでしょうか。

論点2-5 「コミュニティ」と「行政」との関係性を規定するか

	回答数
1 規定する	10
2 規定しない	3

【概要】

○「規定する」とした回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方は、

・章の設定、言葉の定義、役割の規定、町民との関係性、行政との関係性を規定することで一連の流れとして分かりやすい

・双方の関係性をはっきりしておくべき等があります。

○「規定しない」とした理由・考え方は、

・コミュニティは町民による自治の領域である地域社会を表し、自治活動の舞台なので、主体としての役割を果たさない

等があります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①豊かな地域社会の形成のためにコミュニティの自主性尊重し、連携を図るとともにその活動を支援します

②恵庭市の14条の4。

③「コミュニティ」の章を設け⇒言葉を定義づけ⇒役割を規定し⇒町民との関係性を規定し⇒行政との関係性を規定するのが、一連の流れとして理解しやすいと考えます。美幌町の条文が良いと思います。（行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。）

④論点2-4の回答と同じ（【美幌町と同じ】「町民とコミュニティ」「行政とコミュニティ」をそれぞれ条を分ける。分けることで、それぞれの立場からのコミュニティとの関わり方を明確にする。）（田之岡 輝和）

⑤行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重するとともに、その活動を促進するため、必要な支援を行うものとしします。

⑥論点 2-4 と同じ（両者からみた、双方の関係性をはっきりしておくため。「町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てよう努めます。」）

⑦むかわ町の24条がそのまま理想的と思います。

⑧行政として、町民がコミュニティにおいて活動することや自治に関することをサポートするための条文を入れるといいと思います。

⑨八雲町を参考

(2)「2 規定しない」

①示さない、代わりにコミュニティの諸団体と行政の関係性を規定する

理由:コミュニティは町民による自治の領域である地域社会をあらわし、自治活動の舞台なので、それ自体は主体としての役割を果たしません。役割とか協働とか関係性は、そこに属する団体・組織にかかる概念となります。例えば、コミュニティへの町民の参加と役割、諸団体と行政の協働、諸団体のあいだの協働、などの使い方となるはずです。

(条文案)行政は、コミュニティに属する自治会などの地縁活動団体・組織、および町民の自由意思で形成したボランティア団体などの非営利の町民活動団体・組織と、協働するとともにこれを支援し守り育てるよう努めます。

論点3 「協働」「コミュニティ」以外を本章で規定するか

	回答数
1 規定する	3
2 規定しない	10

【概要】

○「規定しない」とした意見が多数でした。

○「規定する」とした意見は、

- ・十勝岳について規定する
- ・担い手づくり(安平町)について規定する

○「規定しない」とした意見は、十勝岳に関する項目について条例に取り入れたいとしつつも、条例の全体が見えてからこの章に取り入れるかを改めて検討したいとありました。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①美瑛町は活火山を有しているため

条文「町及び町民は、災害その他非常事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。

2 災害発生時において、公的機関の救援活動がすぐに行えない場合などに、住民自ら被害を最小限に留めるよう互いに協力し合い、避難行動や救護活動などに取り組む。

3 町は、災害発生時において、住民自らが前項の取り組みが行えるよう、平常時において防災教室や訓練を実施するほか、自主防災組織の設立に係る支援を行う。

②安平町の「担い手づくり」の項目の項目があるとよいと思います。{生涯学習によって得られた知が地域社会の中で循環することで持続可能なまちづくりが行われることを目指す}というような内容がとても良いと思いました。

③第5章町民に追記。

(2)「2 規定しない」

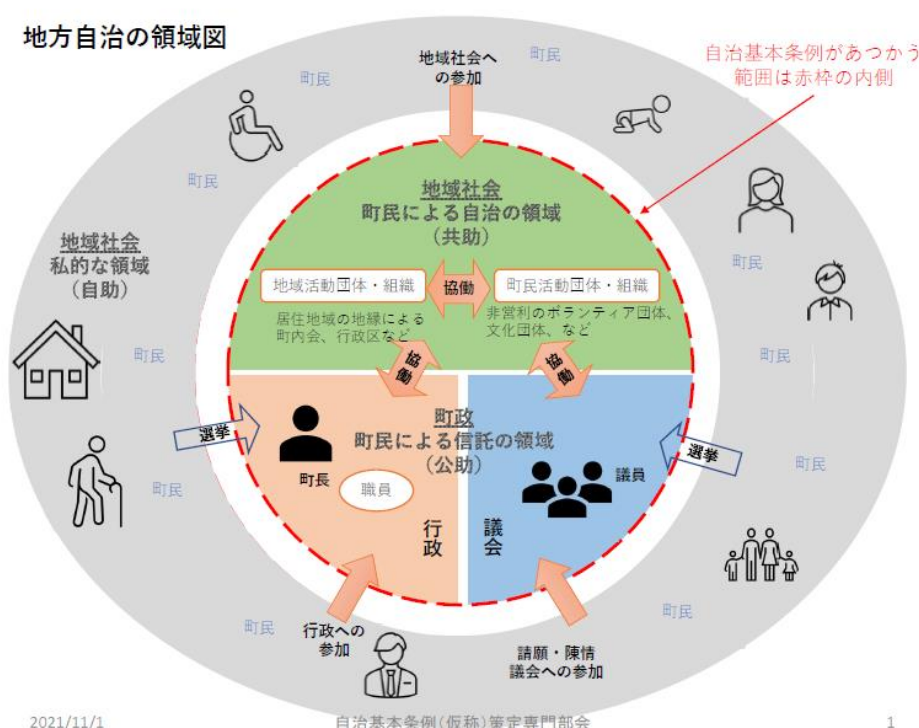
①(論点 2-3 に同じ)

上富良野町の第 34 条(活火山十勝岳)を美瑛町においても、取り入れたら条例の個性が出ると感じました。どの章に取り入れるかは、まだ条例の全体がはっきり見えてこないなので、様子を見ます。

その他

①今回の勉強と自習で感じたのは、コミュニティとか協働といった抽象的な概念は概念は、チャートにきちっと構造を表現したのち、条文に置き換えるのがよいとおもいました。(別添で、条例ニュース 6 月号の図を改編したものを別添しました。)

【私的な領域としての地域社会】、【町民による自治の領域としての地域社会】(=コミュニティ)、【町民による信託の領域としての町政】を、しっかり見える化して町民とパンフレットなどで共有できればいいと考えました。



②当たり前のことをシンプルに書くことが良いと考えます

③各関連団体のバランスが難しいのでは？町民＝団体とは考えずらいのか？

④条文案でも何でもありませんが…。コミュニティが自治を担い、町民参加をするチャネルの一つとして重要な点は否定できないが、現状の美瑛町のコミュニティの根幹ともいえる「町内会」や「行政区」は、機能不全寸前まで来ているとも見受けられる。テーマコミュニティの活動に期待は大きいですが、網羅性は欠けるため、コミュニティに関してはまさに町をあげて取り組むべき、喫緊の課題と思われる。特に女性の参画が大いに望まれる。

⑤事務局に作成していただいた資料の中で、安平町(担い手づくり)の項目があり、生涯学習や人材育成、団体育成等、今後を見据えて必要なことではないかと思いました。また、上富良野町の(地域防災)についても、町と町民が役割をもって防災に努めて行かねばならない事項で、とても参考になります。

⑥上富良野町には、地域防災の項目があります。論点3にも関係しますが、協働・コミュニティ以外を規定す

るのであれば、地域防災に関する項目もあっても良いかとも思いました。

⑦各自治体の協働・コミュニティについての条文では課題解決といった文言が挙げられていますが、協働やコミュニティの役割は課題解決なのでしょうか。同じ意味だとしても、目標達成のために…とした方がプラスイメージの条文になるのではないのでしょうか。